

競争的資金の間接経費の使用に関する基本方針

令和3年6月1日制定

1 趣旨

この方針は、千葉敬愛短期大学(以下「本学」という。)が競争的資金で獲得した研究経費の効果的かつ効率的な活用及び円滑な運用を図るため、「競争的資金の間接経費執行に係る共通指針」(平成13年4月20日付け競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、当該経費に係る間接経費の目的、額、使途及び執行方法等について必要な事項を定める。

2 定義

- (1) 直接経費とは、競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費をいう。
- (2) 間接経費とは、直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として本学が使用する経費をいう。

3 間接経費運用の基本方針

- (1) 学長は、間接経費の執行が円滑に行われるよう努力するものとし、その運用状況について、一定期間毎に評価を行うなど把握に努めるものとする。
- (2) 間接経費の使用にあたっては、本学においてまとめて効率的かつ柔軟に使用することとし、計画的かつ適正に執行する。また、使途の透明性も確保する。

4 間接経費の額

本学における間接経費の額は、配分機関が定める金額とする。

5 間接経費の使途

競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や、本学全体の研究機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する。主な使途については以下に示す。

《本学における間接経費の主な使途》

- 研究支援における事務処理に係る人件費
- 研究支援における事務処理のシステム等経費
- 研究不正防止のための経費
- その他間接経費の使用が適切と認められる経費

6. 配分機関への報告

学長は、証憑書類を適切に保管したうえで、配分機関に対して定められた期日までに所定の報告を行う。ただし、報告不要の配分機関に対してはこの限りではない。

7. その他

本方針に定めるものの他、間接経費の執行・評価に当たり必要となる事項については、別途定めることとする。また、本方針は、今後の執行状況を踏まえ、随時見直すこととする。

附 則

この基本方針は、令和3年6月1日から施行する。